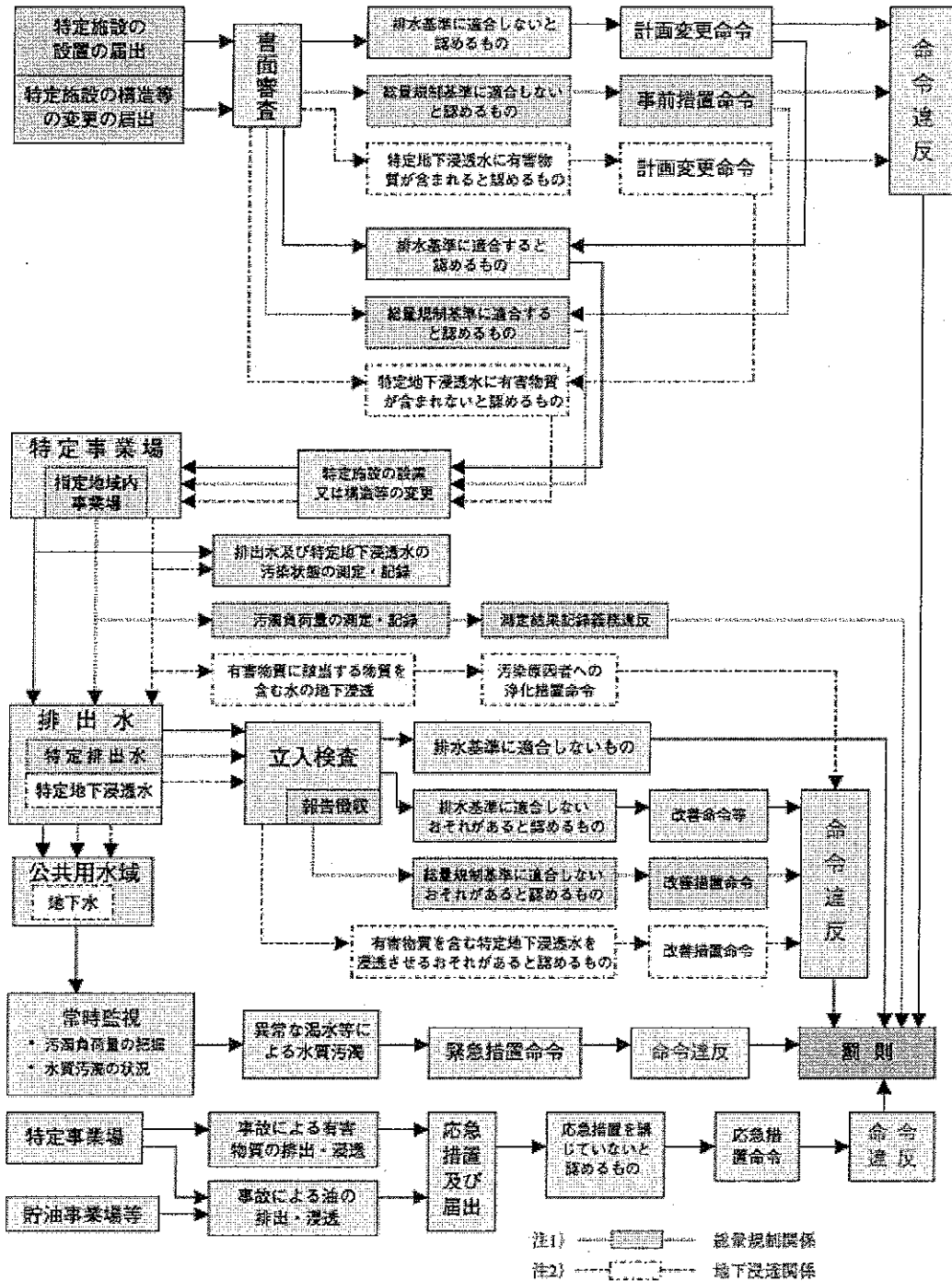


浄化槽により処理可能な雑排水について

- 小規模事業場の状況等について
 - ◇ 水質汚濁防止法の体系 . . . 1
 - ◇ 水質汚濁防止法における特定事業場の状況（水質汚濁防止法等の施行状況抜粋） . . . 3
 - ◇ 汚濁負荷の実態について . . . 10
- 浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて
 - ◇ 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日厚生省令第17号）（抜粋） . . . 12
 - ◇ 浄化槽における事業場の排水処理 . . . 13
 - ◇ 合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて（平成12年3月31日 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知） . . . 14
 - ◇ 尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて（平成12年3月31日建設省住宅局建築指導課長通知） . . . 15
- 浄化槽の利用状況について
 - ◇ 事業場への浄化槽技術の利用状況について . . . 16
- 小規模事業場の対策の考え方について
 - ◇ 小規模事業場において排水を生活排水と併せて処理を行う考え方の例 . . . 19

水質汚濁防止法の体系



排水基準

国が定める排水基準（一律基準）については、健康項目としてカドミウム、シアンなど27項目、生活環境項目として15項目に関する基準値が設けられている。

生活環境項目（生物化学的酸素要求量（BOD）等）は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用されている。

なお、汚濁発生源が集中する水域などにおいては、都道府県が条例で一律基準よりも厳しい基準（上乘せ基準）を定めることができるようになっており、上乘せ基準が定められたときは、その基準値によって水質汚濁防止法の規制が適用される。

■一律排水基準

【生活環境項目】

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考

- 1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 4 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

水質汚濁防止法における特定事業場の状況
(水質汚濁防止法等の施行状況抜粋)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量	平均排水量
			50m ³ /日以上 の事業場数	50m ³ /日未満 の事業場数
1	鉱業・水洗炭業	(水) 154	44	110
		(瀨) 15	10	5
		169	54	115
1 の 2	畜産農業	(水) 34,083	424	33,659
		(瀨) 6	6	
		34,089	430	33,659
2	畜産食料品製造業	(水) 3,000	626	2,374
		(瀨) 98	98	
		3,098	724	2,374
3	水産食料品製造業	(水) 9,138	702	8,436
		(瀨) 71	70	1
		9,209	772	8,437
4	保存食料品製造業	(水) 4,738	545	4,193
		(瀨) 75	73	2
		4,813	618	4,195
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) 3,591	153	3,438
		(瀨) 24	24	
		3,615	177	3,438
6	小麦粉製造業	(水) 13		13
		(瀨)		
		13		13
7	砂糖製造業	(水) 63	36	27
		(瀨) 6	6	
		69	42	27
8	パン・菓子製造業	(水) 1,212	54	1,158
		(瀨) 25	25	
		1,237	79	1,158
9	米菓・こうじ製造業	(水) 649	61	588
		(瀨) 1	1	
		650	62	588
10	飲料製造業	(水) 4,082	461	3,621
		(瀨) 70	68	2
		4,152	529	3,623
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) 496	108	388
		(瀨) 8	8	
		504	116	388
12	動物性油脂製造業	(水) 268	51	217
		(瀨) 17	17	
		285	68	217
13	イースト製造業	(水) 20	3	17
		(瀨)		
		20	3	17
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) 122	82	40
		(瀨) 4	4	
		126	86	40

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量	平均排水量	
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満 の事業場数	
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	33	15	18
		(瀬)	1	1	
			34	16	18
16	めん類製造業	(水)	3,416	122	3,294
		(瀬)	40	38	2
			3,456	160	3,296
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	15,277	269	15,008
		(瀬)	48	47	1
			15,325	316	15,009
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	44	5	39
		(瀬)	1	1	
			45	6	39
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	477	106	371
		(瀬)	34	34	
			511	140	371
18 の 3	たばこ製造業	(水)	12	5	7
		(瀬)	2	2	
			14	7	7
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,791	458	2,333
		(瀬)	236	234	2
			3,027	692	2,335
20	洗毛業	(水)	17	4	13
		(瀬)			
			17	4	13
21	化学繊維製造業	(水)	39	28	11
		(瀬)	20	20	
			59	48	11
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	188	11	177
		(瀬)			
			188	11	177
21 の 3	合板製造業	(水)	348	16	332
		(瀬)	3	2	1
			351	18	333
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	26	2	24
		(瀬)	1	1	
			27	3	24
22	木材薬品処理業	(水)	378	10	368
		(瀬)			
			378	10	368
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	783	377	406
		(瀬)	103	103	
			886	480	406
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,485	31	1,454
		(瀬)	5	5	
			1,490	36	1,454

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		平均排水量	平均排水量
				50m ³ /日以上 の事業場数	50m ³ /日未満 の事業場数
24	化学肥料製造業	(水)	63	18	45
		(瀨)	12	12	
			75	30	45
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	5	3	2
		(瀨)	1	1	
			6	4	2
26	無機顔料製造業	(水)	38	19	19
		(瀨)	18	18	
			56	37	19
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	355	140	215
		(瀨)	89	87	2
			444	227	217
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	40	12	28
		(瀨)	4	4	
			44	16	28
29	コーラール製品製造業	(水)	4		4
		(瀨)	4	4	
			8	4	4
30	発 酵 工 業	(水)	25	9	16
		(瀨)	1	1	
			26	10	16
31	メタン誘導品製造業	(水)	14	5	9
		(瀨)	1	1	
			15	6	9
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	48	19	29
		(瀨)	7	7	
			55	26	29
33	合成樹脂製造業	(水)	241	124	117
		(瀨)	42	41	1
			283	165	118
34	合成ゴム製造業	(水)	12	8	4
		(瀨)	2	2	
			14	10	4
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	8	4	4
		(瀨)	4	4	
			12	8	4
36	合成洗剤製造業	(水)	13	4	9
		(瀨)	2	2	
			15	6	9
37	その他石油化学工業	(水)	68	37	31
		(瀨)	32	32	
			100	69	31
38	石けん製造業	(水)	28	2	26
		(瀨)	3	3	
			31	5	26

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		平均排水量	平均排水量
				50m ³ /日以上 の事業場数	50m ³ /日未満 の事業場数
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	4	3	1
		(瀨)	4	3	1
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	5	2	3
		(瀨)	2	2	
			7	4	3
41	香 料 製 造 業	(水)	43	15	28
		(瀨)	4	4	
			47	19	28
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	8	3	5
		(瀨)	1	1	
			9	4	5
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	14	7	7
		(瀨)	1	1	
			15	8	7
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	7	1	6
		(瀨)	7	1	6
45	木 材 化 学 業	(水)	2	1	1
		(瀨)	2	1	1
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	350	168	182
		(瀨)	50	49	1
			400	217	183
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	318	168	150
		(瀨)	30	29	1
			348	197	151
48	火 薬 製 造 業	(水)	8	3	5
		(瀨)	3	3	
			11	6	5
49	農 薬 製 造 業	(水)	32	6	26
		(瀨)	1	1	
			33	7	26
50	有機物質含有試薬製造業	(水)	4		4
		(瀨)	4		4
51	石 油 精 製 業	(水)	67	26	41
		(瀨)	17	17	
			84	43	41
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	168	47	121
		(瀨)	17	17	
			185	64	121
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成 形型）製造業	(水)	17	6	11
		(瀨)	17	6	11

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		平均排水量	
				50m ³ /日以上の 事業場数	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数
52	皮 革 製 造 業	(水)	128	6	122
		(瀬)	2	2	
			130	8	122
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	872	144	728
		(瀬)	10	10	
			882	154	728
54	セメント製品製造業	(水)	3,230	77	3,153
		(瀬)	14	11	3
			3,244	88	3,156
55	生コンクリート製造業	(水)	5,673	377	5,296
		(瀬)	26	26	
			5,699	403	5,296
56	有機質壁材製造業	(水)	28	2	26
		(瀬)			
			28	2	26
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	9	8	1
		(瀬)	1	1	
			10	9	1
58	窯業原料精製業	(水)	908	86	822
		(瀬)	5	5	
			913	91	822
59	砕 石 業	(水)	886	87	799
		(瀬)	20	17	3
			906	104	802
60	砂 利 採 取 業	(水)	2,357	292	2,065
		(瀬)	13	12	1
			2,370	304	2,066
61	鉄 鋼 業	(水)	277	97	180
		(瀬)	45	45	
			322	142	180
62	非鉄金属製造業	(水)	251	71	180
		(瀬)	20	19	1
			271	90	181
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,313	466	1,847
		(瀬)	72	67	5
			2,385	533	1,852
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	46	6	40
		(瀬)	1	1	
			47	7	40
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	25	22	3
		(瀬)	15	15	
			40	37	3
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	52	24	28
		(瀬)	7	5	2
			59	29	30

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		平均排水量	
				50m ³ /日以上 の事業場数	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	686	245	441
		(瀨)	61	45	16
			747	290	457
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,859	1,302	4,557
		(瀨)	192	186	6
			6,051	1,488	4,563
66	電気メッキ施設	(水)	2,234	599	1,635
		(瀨)	57	42	15
			2,291	641	1,650
66 の 2	旅館業	(水)	70,691	4,382	66,309
		(瀨)	493	433	60
			71,184	4,815	66,369
66 の 3	共同調理場	(水)	858	236	622
		(瀨)	50	47	3
			908	283	625
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	878	285	593
		(瀨)	64	58	6
			942	343	599
66 の 5	飲食店	(水)	2,937	899	2,038
		(瀨)	283	239	44
			3,220	1,138	2,082
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	32	7	25
		(瀨)	2	1	1
			34	8	26
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	53	2	51
		(瀨)			
			53	2	51
67	洗たく業	(水)	24,830	483	24,347
		(瀨)	52	47	5
			24,882	530	24,352
68	写真現像業	(水)	6,689	20	6,669
		(瀨)	9	6	3
			6,698	26	6,672
68 の 2	病院	(水)	732	404	328
		(瀨)	133	130	3
			865	534	331
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	233	129	104
		(瀨)	13	12	1
			246	141	105
69 の 2	中央卸売市場	(水)	27	12	15
		(瀨)	3	3	
			30	15	15
69 の 3	地方卸売市場	(水)	72	38	34
		(瀨)	4	4	
			76	42	34

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		平均排水量	平均排水量
				50m ³ /日以上 の事業場数	50m ³ /日未満 の事業場数
70	廃油処理施設	(水)	4	3	1
		(瀬)	5	4	1
			9	7	2
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	812	11	801
		(瀬)	3	1	2
			815	12	803
71	自動式車両洗浄施設	(水)	29,579	94	29,485
		(瀬)	19	15	4
			29,598	109	29,489
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,418	501	3,917
		(瀬)	105	81	24
			4,523	582	3,941
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,192	65	1,127
		(瀬)	16	12	4
			1,208	77	1,131
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	485	89	396
		(瀬)	7	6	1
			492	95	397
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗浄施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,320	78	1,242
		(瀬)	6	5	1
			1,326	83	1,243
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	57	11	46
		(瀬)	1	1	
			58	12	46
72	し尿処理施設	(水)	11,634	10,117	1,517
		(瀬)	1,058	1,033	25
			12,692	11,150	1,542
73	下水道終末処理施設	(水)	2,075	2,048	27
		(瀬)			
			2,075	2,048	27
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	619	328	291
		(瀬)	40	39	1
			659	367	292
-	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)		13,157	3,264	9,893
			13,157	3,264	9,893
合 計		(水)	288,191	33,091	255,100
		(瀬)	4,188	3,926	262
			292,379	37,017	255,362

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

【出典：平成16年度水質汚濁防止法等の施行状況（環境省）】